

<h1>名古屋市公報</h1>	平成30年11月14日	第1283号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>告 示</b>		
○ 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・緑都市整備事務所)	(第639号)	2
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第640号)	3
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課)	(第641号)	4
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第642号)	7
○ 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・市街地整備課)	(第643号)	8
○ 名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・市街地整備課)	(第644号)	9
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>		
○ 名古屋市立小学校の通学区域の変更について	(第26号)	10
<b>監 査 公 表</b>		
○ 平成30年監査公表	(第6号)	11
<b>公 告</b>		
○ 消防法による命令の公告 (消防・予防課)		53
<b>雑 報</b>		
○ 平成30年度教育委員会表彰 (被表彰者名簿) (教育・総務課)		54
○ 職員の懲戒処分 (消防・職員課)		65

名古屋市告示第 639号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、次のとおり公告します。

平成30年11月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 土地区画整理事業の名称  
名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地  
名古屋市中区金山二丁目15番16号
- 3 事業計画の決定年月日  
平成 5年 1月19日
- 4 変更の内容  
事業施行期間を平成36年 3月31日まで延長する。
- 5 変更の年月日  
平成30年11月 5日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 640号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年11月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号  
平成29年 9月28日 29指令住開指第 124号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(第 1工区)  
名古屋市緑区作の山町80番 1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市中区錦二丁目13番30号  
J R 西日本プロパティーズ株式会社  
中部支社長 加藤千明

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 641号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

天神橋緑地	守山区瀬古一丁目、大字瀬古字高見、大字守山字川田、北区上飯田東町 2丁目、 5丁目、上飯田北町 4丁目、辻町 6丁目、字古新田、山田北町 1丁目、 2丁目	図面守山 1の 2の区域	昭和42年 8月 1日
-------	---	-----------------	-------------

」

を

「

天神橋緑地	守山区瀬古一丁目、瀬古東一丁目、北区上飯田東町 2丁目、 5丁目、上飯田北町 4丁目、辻町 6丁	図面守山 1の 2の区域	昭和42年 8月 1日
-------	--	-----------------	-------------

	目、字古新田、山田北町 1丁目、2丁目		
--	------------------------	--	--

に、

「

諸ノ木南公園	緑区鳴海町字大清水、諸 の木三丁目	図面緑 221の 区域	平成22年 8月16日
--------	----------------------	----------------	-------------

」

を

「

諸ノ木南公園	緑区諸の木三丁目	図面緑 221の 区域	平成22年 8月16日
--------	----------	----------------	-------------

」

に、

「

細口池公園	天白区平針南一丁目	図面天白82の 3の区域	昭和61年11月 1日
-------	-----------	-----------------	-------------

」

を

「

細口池公園	天白区平針南一丁目、平 針南二丁目	図面天白82の 3の区域	昭和61年11月 1日
-------	----------------------	-----------------	-------------

」

に、

「

久方公園	天白区久方二丁目	図面緑 116の 区域	平成 3年 4月 1日
------	----------	----------------	-------------

」

を

「

久方公園	天白区久方二丁目	図面天白 116 の区域	平成 3年 4月 1日
------	----------	-----------------	-------------

」

に改めます。

#### 附 則

この告示は、平成30年11月10日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 642号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

平成30年 4月24日 30指令住開指第27号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市中川区横井二丁目73番 1、74番 3、75番 3及び76番 2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県一宮市東出町 7番地の 1

株式会社エサキホーム

代表取締役 江 寄 光 彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 643号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成30年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 644号

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市大高赤塚土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成30年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市教育委員会告示第26号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立自由ヶ丘小学校及び名古屋市立東山小学校の通学区域の変更について次のように定め、平成31年1月7日から施行します。

平成30年11月7日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

次の区域を名古屋市立自由ヶ丘小学校の通学区域から除き、名古屋市立東山小学校の通学区域に加える。

名古屋市千種区徳川山町4丁目4番の1、4番の2、5番の1、5番の2の各地番

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境計画室

平成30年監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年11月9日

名古屋市監査委員	福田誠治
同	丹羽ひろし
同	黒川和博
同	小川令持

平成29年監査公表第 3号関係分（平成29年 5月17日公表）

健康福祉局・区役所・財政局

（平成30年8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(3)	<p><b>中央看護専門学校後援会に関する事務について</b></p> <p>中央看護専門学校後援会（以下「後援会」という。）とは、在学生の保護者、保証人又は雇用主等を会員として、中央看護専門学校の教育環境等の整備及び学生の福祉の増進を図るとともに、看護教育の振興に必要な協力を与えることを目的とした組織である。</p> <p>後援会に関する事務は、後援会の雇用する事務員が主に行っていたが、当該事務員が平成27年度途中で退職したのち、後任の事務員が補充されなかったため、以降は後援会の役員でもある中央看護専門学校職員（以下「学校職員」という。）が代わりに行っているとのことであった。</p> <p>そこで、後援会の事務に関する書類等を確認したところ、本来であれば公費で負担すべきと思われる授業用資材や学校備品を、後援会費から購入していた事例や、後援会役員による口頭の許可のみで経費を支出し、書面による経費支出の決裁が行われていない事例等が見受けられた。</p> <p>後援会は、在学生の保護者等からの会費収入によって運営される任意団体であり、その事務は本来、後援会の責任において行われるべきである。やむを得ず学校職員が後援会事務に関与する場合には、後援会との調整のもと、関与の範囲や責任について後援会会則等で定めるとともに、後援会の会計事務に関する規定を整備するなど、適正な事務の執行が確保される仕組みづくりが必要である。</p> <p>中央看護専門学校にあっては、後援会に対する学校職員の関与のあり方等について、今一度検討されたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、後援会と協議を重ねました。</p> <p>その結果、経費の支出については、後援会の内規において、マスクやエプロンなど学生が看護実習に使用するものや、給茶機の設置を始めとした学生の福利厚生に関するものなど、後援会費で支出する範囲が定められました。さらに、支出にあたっては、書面による決裁を必ず行うこととし、適正な事務の執行が確保される仕組みづくりを行いました。（中央看護専門学校）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	(中央看護専門学校)		

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

環境局・区役所・財政局

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(2)	<p><b>安全運転管理者等の選任手続について</b></p> <p>道路交通法（昭和35年法律第 105号）の規定によれば、自動車の使用者は、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任しなければならず、選任した日から15日以内に届け出なければならないとされている。</p> <p>環境事業所等では、作業用自動車を多数使用しており安全運転管理者等を選任しているが、4月1日に人事異動があった場合は4月15日までに届け出ることになる。届出にあたり運転記録証明書を取得する必要があるため、環境事業所等ではこの取得手数料を支払うため、資金前渡を受けている。資金前渡とは、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について職員に現金支払をさせるため、事前に資金を職員に交付するものである。</p> <p>この事務について調査したところ、選任手続についての事務連絡を作業課が各公所へ行ったのは、届出の期限を経過した4月18日であり、また、手数料の資金前渡の手続は、作業課から各公所へ予算を配分しなければ行うことができないにもかかわらず、予算配分は4月19日に行っていた。</p> <p>選任届出には期限が定められており、関係法令等の遵守の観点から、作業課においては、迅速に事務処理を行われたい。（作業課）</p>	<p>公所に対する安全運転管理者の選任手続に係る事務連絡等の遅延については、年度当初の業務繁忙により事務が後回しになったことが原因であったことから、選任手続について、事前に3月の指導管理係長会にて、各環境事業所へ通知するよう改善しました。</p> <p>また、従来、各環境事業所で資金前渡を受けて行っていた運転記録証明書の取得手続について、平成30年度人事異動分から、作業課にて一括して取得したのち、各環境事業所に証明書を配布するよう事務の簡素化及び迅速化を図りました。（平成30年4月6日実施）（作業課）</p>	措置済

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

上下水道局

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	<p><b>上下水道局次長以下代決規程等について</b></p> <p>名古屋市上下水道局次長以下代決規程、名古屋市上下水道局次長以下代決規程の運用について（以下「代決規程等」という。）では、局長が決裁すべき案件を次長以下が代決できることや、案件によっては関係部課長への合議を必要とすること等を定めている。代決規程等のうち財務関係において、案件の適用基準が不明瞭な点が見受けられたため、契約関係書類を確認したところ、以下の事例が見受けられた。</p> <p>ア 営業所や管路センター等の清掃業務委託について、金額は同程度であるにもかかわらず、課公所長代決と部長代決が混在していた。</p> <p>清掃業務委託は、対象が、浄水場等の「建物」か、営業所や管路センター等の「事務所」かによって、代決権限の金額が異なるものとして運用されているが、管路センター等について誤って「建物」として適用していた。</p> <p>そもそも、同じ清掃業務委託について代決権限の金額を分ける特段の理由は認められず、誤りも生じていたため、適用される代決権限の金額を同一にするなど、代決規程等を改正されたい。（経理課）</p> <p>イ 情報システムの改修や保守委託について、総務部長や情報システム課長への合議の有無が混在していた。</p> <p>「高度情報処理機器に係る」委託については、総務部長や情報システム課長への合議が必要であり、制御系システム等を除いた情報システム</p>	<p>ア 清掃業務委託に係る施行決定について、平成30年 3月30日付けで「名古屋市上下水道局次長以下代決規程の運用について」を改正し、「建物等」と「事務所」の区分を廃止しました。（経理課）</p> <p>イ 「高度情報処理機器に係る」委託における施行決定について、高度情報処理機器の定義や総務部長や情報システム課長への合議に対する職員の認識・理解不足が原因であったことから、次のような措置をしました。</p> <p>「高度情報処理機器に係る」委託における施行決定の合議の必要性について、平成30年 2月27日付けで全課室公所長宛てに周知しました。</p> <p>また、名古屋市上下水道局次長以下代決規程における「高度情報処理機器」の定義を明確にするよう、平成30年 3月30日付けで運用通達を改正しました。（情報システム課）</p> <p>定期監査時において誤りを認識後、合議が必要であることを直ちに課内に周知徹底しました。また、上記情報システム課通知を受け再度周知徹底を図りました。（営業課、下水道計画課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>の改修や保守等を指すものとして運用されている。</p> <p>しかし、合議が必要な案件について合議がされていないものがあつたため、合議が確実になされるよう、周知徹底されたい。</p> <p>（営業課、下水道計画課）</p>		
2	<p><b>リーフレットの印刷委託について</b></p> <p>上下水道局では、毎年度、「災害用備蓄飲料水 名水」（以下「名水」という。）のリーフレットを印刷している。名水のリーフレットに関する契約関係書類を調査したところ、平成29年6月に20,000部を印刷し、その後、イベント等での配布のため7月に2,000部と6,000部の増刷を行った。加えて、9月には、名水の販売数が前年度を下回っていたことから、さらなる水の備蓄のPRに力を入れるため、7月までに配布を予定していたイベントとは別のイベントでの配布用に9,000部の増刷を行った。</p> <p>しかし、増刷時に各課公所のリーフレットの残部数を把握しておらず、12月11日時点で9,206部のリーフレットが各課公所に残っている。このリーフレットには今年度の販売期間等が記載されており今年度しか配布できず、年度末までにリーフレットを多数配布できるようなイベントもないため、残部数の大半を廃棄することが想定される。</p> <p>経営企画課においては、経費節減のためにも、今後はイベント等での配布に必要な部数を精査し、各課公所のリーフレット残部数を把握したうえで増刷を検討し、適切な部数の契約に努められたい。</p> <p>（経営企画課）</p>	<p>平成29年度のリーフレットの印刷委託について、各課公所の残存部数を把握せず、配布対象イベントでの必要部数をもとに増刷したこと、また、その後一部イベントが中止になったことから、多量の残存部数が発生しました。</p> <p>平成30年度の当初の印刷時には、前年度の配布実績やイベントでの配布予定を踏まえ印刷部数を決定し、適切な部数の契約に努め、22,000部を印刷しました。</p> <p>また、新たに配布を予定した場合には、各課公所の残存部数や配布予定部数を精査した上で増刷するかどうかを判断することとしました。</p> <p>（経営企画課）</p>	措置済
3(1)	<p><b>非常用の照明装置の不点灯について</b></p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）により、安全上、防火上又は衛生</p>	<p>本件については、修繕の要否を検討した結果、停電時の避難に必要な照明は非常用発電で補完できると判断した</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>上特に重要である特定建築設備等については定期の有資格者による検査を実施させなければならないとされており、上下水道局では建築物等定期点検として調査業務委託を実施している。</p> <p>平成28年度に実施された建築物等定期点検においては、非常用の照明装置（蓄電池を備え非常時等に電源が失われても点灯する照明。以下「非常灯」という。）に関する支障の報告が複数施設で見受けられたため、その後の対応を確認したところ、鍋屋上野浄水場の本館において、平成25年度の時点で非常灯の不点灯の支障が多数あると報告されていたにもかかわらず、改修が実施されていなかった。</p> <p>非常時の避難に支障をきたすおそれがあるため、非常灯の不点灯については早急に対応されたい。</p> <p>また、特定建築設備等の定期点検の対象とならない施設においては、管理者が自主的に非常灯の点検を行うこととなる。非常灯本体の耐用限度は15年程度とされているため、建築から一定期間が経過しているものについては、改めて自主点検に努められたい。</p> <p>（資産活用課、鍋屋上野浄水場）</p>	<p>ため、改修していませんでした。しかし、再度検討した結果、非常用発電では補完できない事例も想定されたため、平成30年 8月末までに改修を完了しました。</p> <p>（鍋屋上野浄水場）</p> <p>建築基準法に定める特定建築設備等の定期点検対象施設について、支障があった箇所の対応状況の報告は求めていますでしたが、定期点検後の状況を把握するため、点検結果を踏まえた対応状況の報告を求めるとします。また、自主点検の対象施設についても、平成30年 4月10日付けの通知により自主点検を行うよう周知を図るとともに、今後は点検結果の報告を求めるとします。</p> <p>（資産活用課）</p>	
3(2)	<p><b>大治浄水場旧本館の消耗器具備品の取扱いについて</b></p> <p>名古屋市上下水道局会計規程では、消耗器具備品（以下「備品」という。）について、課公所長は、器具備品整理簿（以下「整理簿」という。）により受払に係る必要事項を記帳整理すること、再利用が可能と認められない備品については器具備品処分票を作成し、廃棄の処分を行うことが定められている。</p> <p>大治浄水場新本館の竣工により平成27年12月から使用していない旧本館事務室を確認したところ、再利用が可能と見受けられる棚、キャビネット等の備品が多数残置されていた。当該備品</p>	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>は整理簿に記帳されておらず、器具備品処分票も作成されていなかった。</p> <p>大治浄水場においては、再利用が可能と認められる備品を整理簿に記帳されたい。また、経済性という観点から、他課公所において備品の再利用ができるかどうかについても確認されたい。（大治浄水場）</p> <p>なお、本件については、再利用が可能な備品について整理簿に記帳するとともに、大治浄水場で再利用するものを除き他課公所での再利用を促しており、必要な措置が講じられた。</p>		
4(1)	<p><b>消防計画等の更新について</b></p> <p>消防法（昭和23年法律第 186号）により、工場、事業場等で収容人数が一定以上の建物等については防火管理者を定め消防計画を作成する必要がある。また、事務所と共同住宅が合築されていて管理権原者が分かれている建物においては、建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を選任し、共同防火管理協議事項等を作成する必要がある。</p> <p>上下水道局においては、近年、業務の効率化のために、組織再編、施設の統廃合、運営管理委託及び遠隔監視の拡大等を実施しているため、庁舎管理等の事務について調査したところ、消防計画に関し以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 長期間、消防計画が更新されておらず、組織体制の変更が反映されていないほか、職員に内容が周知されていないもの（中営業所）</p> <p>イ 東サービスステーションの廃止に伴い、名古屋市住宅供給公社へ統括防火管理者を変更することが予定されていたにもかかわらず、廃止までに共同防火管理協議事項や消防計画に関する協議が完了していなかったもの（中営業所）</p>	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>ウ 消防計画上は震災対策として職員用の飲料水を備蓄することとしているが、局施設の耐震化の進捗により対応可能として飲料水を備蓄しておらず、計画と現状が一致しなかったもの（千種営業所、施設整備課）</p> <p>消防計画は、消防法に基づき、火災等の予防を図るとともに、具体的な対策によって混乱の防止や被害の軽減を目的とするものであるから、新たな組織体制や業務のあり方に合致するよう更新するとともに、個々の職員の役割等を再度周知されたい。</p> <p>なお、本件については、消防計画等が更新されるとともに、各公所において個々の職員の役割等が周知され、必要な措置が講じられた。</p>		

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

上下水道局（工事）

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p><b>間接工事費の算定について</b></p> <p>上下水道局の水道用設計積算基準及び下水道用設計積算基準（以下「積算基準」という。）では、工事費は、材料費や労務費などの直接工事費のほか、共通仮設費及び現場管理費からなる間接工事費などで構成することと定めている。間接工事費については、直接工事費に所定の間接工事費率を乗じる率計算などにより算定することと定めている。また、工事場所が人口集中地区にある場合には、間接工事費率に割増し補正を行うことと定めている。</p> <p>「春日井浄水場ろ過池補修工事」及び「大治浄水場第2急速ろ過池補修工事」では、工事場所が人口集中地区であるにもかかわらず、間接工事費率の割増し補正を行っていなかったため、結果として過小な積算となっていた。</p> <p>また、「大治浄水場場内300耗給水管改良工事」及び「富田ポンプ所構内整備工事」では、工事場所が人口集中地区ではないにもかかわらず、間接工事費率の割増し補正を行っていたため、結果として過大な積算となっていた。</p> <p>間接工事費の算定にあたっては、工事場所が人口集中地区であるかを十分確認し、積算基準などにに基づき適正に行われたい。</p> <p>（施設整備課、春日井浄水場、大治浄水場）</p>	<p>ご指摘の件につきましては、人口集中地区の間接工事費の補正に関する適用基準の理解不足や確認不足が原因であることから、平成30年1月9日以降繰り返し各課の係会議において、人口集中地区の適用について周知徹底を図りました。</p> <p>（施設整備課、春日井浄水場、大治浄水場）</p> <p>ご指摘の件につきましては、平成30年6月18日に設計積算、工事監理並びに検査に係る各部署係長級職員に対して、平成29年度市工事監査指摘事項等説明会を開催し、今回のみならず過去の指摘事項等を含めて、改めて周知を図るとともに、参加者が説明会内容について各職場に持ち帰り、職場内研修を行うことで、その内容を広く周知し、再発防止を図りました。</p> <p>（技術管理課）</p>	措置済
2	<p><b>橋に取り付ける水道管の施工について</b></p> <p>監督員は、工事が設計図に基づき適切に施工されていること、品質が</p>	<p>ご指摘の件につきましては、設計図書に記載のある平座金が適正に施工されているかの確認不足が原因でした。そのため、平成30年1月24日</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>確保されていることなどを適時確認することで、契約の適正な履行を確保する業務を担うものである。</p> <p>「港区築三町 1丁目地内 400耗配水管添架工事」では、水道管を橋に取り付ける工事を行っていた。本件工事の設計図では、水道管を橋に取り付ける金具について、その管の固定する位置を調節できるよう長穴を開けていたことから、平座金を使用し、金具をUボルトとナットで締め付けることとしていた。現地のUボルトとナットの締め付け箇所について確認したところ、13箇所全てにおいて平座金を使用せずに締め付けられていた。</p> <p>橋に取り付ける水道管などの施工にあたり、設計図を基に平座金を使用し、Uボルトとナットで締め付けなければ、十分に管を固定できないおそれがある。このため、監督員は設計図に基づき工事の施工状況を適時確認するなど工事監理をより適切に行われたい。</p> <p>また、本件工事の水道管の固定について、平座金を使用し、締め付けられたい。（西部管路センター）</p>	<p>の係会議において、今回の事例を具体的に挙げ、監督員は工事が設計図書どおり施工されているか金具の取付け後などに適時確認し、適切な工事監理に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>なお、本件工事については平成30年 4月13日及び16日に平座金の設置を完了しました。</p> <p>（西部管路センター）</p> <p>ご指摘の件につきましては、平成30年 6月18日に設計積算、工事監理並びに検査に係る各部署係長級職員に対して、平成29年度市工事監査指摘事項等説明会を開催し、今回のみならず過去の指摘事項等を含めて、改めて周知を図るとともに、参加者が説明会内容について各職場に持ち帰り、職場内研修を行うことで、その内容を広く周知し、再発防止を図りました。</p> <p>（技術管理課）</p>	
3	<p><b>見積りによる単価の採用について</b></p> <p>上下水道局の積算基準では、工事費の積算にあたり、見積りによる単価を採用する場合は、適正な価格を算定するために、原則 3者以上から見積りを徴収し、その見積りによる単価の最低価格を採用することと定めている。また、見積り内容が間接費などを含む工事費である場合、本体工事に必要な工事であれば、間接費のみを差し引いて計上することと定めている。</p> <p>上下水道局が発注した工事において、見積りによる単価を適切に採用しているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p>	<p>ア ご指摘の件につきましては、3者以上から見積りを徴収する認識が不足していたことや見積りの徴収先を製造メーカーのみと認識し、商社等を含めていなかったことが原因でした。そのため、設計書作成時のチェックリストに見積りの徴収方法の項目を新たに追加し、再発防止を図りました。また、工務課では平成30年 2月13日の係会議以降繰り返し、設計第一課及び設計第二課では、年度当初の平成30年 4月 4日以降の係会議で商社等を含め原則 3者以上から見積りを徴収するよう周知徹底を図りました。</p> <p>（工務課、設計第一課、設計第二課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>ア 「第3次八幡雨水調整池流入管下水道築造工事」始め6件では、見積りの徴収にあたり、3者以上から徴収することが可能であるにもかかわらず、1者又は2者のみの徴収となっていた。</p> <p>イ 「海部郡大治町大字砂子字山ノ浦地内富田幹線改良工事」始め5件では、複数の材料などについて3者以上から徴収した見積りによる単価を採用していた。その単価の採用について、本件工事では各材料などの単価をそれぞれ比較すべきであったにもかかわらず、誤って各者の見積りによる材料などの単価を合計した金額によって比較したため、一部において最低価格ではない単価を採用していた。</p> <p>ウ 「第2次港区七島一丁目付近下水道築造工事及び取付管工事」では、本体工事に必要な家屋調査費の積算にあたり、見積りによる単価を採用していた。しかし、その見積り内容には間接費が含まれているにもかかわらず、内容を十分に精査することなく、一部の間接費を差し引かなかったため、その一部の間接費が二重計上となる単価を採用していた。</p> <p>工事費の積算に用いる単価については、採用方法を誤った場合、予定価格に大きな影響を及ぼすおそれがある。見積りによる単価の採用にあたっては、積算基準に基づき適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（工務課、設計第一課、設計第二課、施設整備課）</p>	<p>イ ご指摘の件につきましては、見積りによる単価の採用についての認識不足が原因であることから、設計書作成時のチェックリストに見積りによる単価の採用方法の項目を新たに追加し、再発防止を図りました。また、施設整備課では2月13日の係会議以降繰り返し、設計第一課では年度当初の平成30年4月10日以降の係会議において、今回の事例を示し、注意喚起を行い、各材料などの単価の採用方法について周知徹底を図りました。</p> <p style="text-align: center;">（設計第一課、施設整備課）</p> <p>ウ ご指摘の件につきましては、見積りの内容を十分に精査しなかったことが原因であることから、設計書作成時のチェックリストに見積りによる間接費の取り扱いについての項目を新たに追加し、再発防止を図りました。また、平成30年1月9日以降の係会議において、今回の事例を示し、注意喚起を行い、間接費の二重計上とならないよう周知徹底を図りました。</p> <p style="text-align: center;">（設計第二課）</p> <p>ご指摘の件につきましては、平成30年6月18日に設計積算、工事監理並びに検査に係る各部署係長級職員に対して、平成29年度市工事監査指摘事項等説明会を開催し、今回のみならず過去の指摘事項等を含めて、改めて周知を図るとともに、参加者が説明会内容について各職場に持ち帰り、職場内研修を行うことで、その内容を広く周知し、再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: center;">（技術管理課）</p>	

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

緑政土木局・農業委員会事務局・財政局

（平成30年8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1) ア	<p><b>(1) 債権管理について</b> 本市では、債権管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされているほか、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。また、滞納者の所在が不明となったときは、住民票の写しや商業法人登記事項証明書等を取得し、住所の異動等を調査すること（以下「公簿調査」という。）などにより、その所在を調査することとされている。</p> <p>なお、督促には、債務者に対する履行の請求としての効果のほか、時効中断や延滞金の徴収の前提要件になるなどの法的効果がある。</p> <p><b>ア 道路占用料の債権管理について</b> 道路上に電柱や広告塔など一定の物件や工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合（以下「道路の占用」という。）は、道路法（昭和27年法律第 180号）及び道路の占用料等に関する条例に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、道路の占用の許可を行った場合には、同法に基づき道路占用料を徴収することとされている。</p> <p>道路占用料に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p>	<p>債務者との交渉経過が具体的に記録されていなかったのは、未納徴収の実施結果を簡易に記録する方法のみをマニュアルに記載していたことが原因です。今回の指摘を受け、債権管理条例等に基づいた債権管理台帳の様式を作成したうえで、債務者との交渉経過の具体的な記載方法について、道路管理課長名の通知により、全土木事務所に周知を行いました。（平成30年 4月20日通知済）</p> <p>また、債務者の所在が不明となっている場合に公募調査が行われていなかったのは、公簿調査を行うことをマニュアルに記載していなかったことが原因です。今回の指摘を受け、債務者の所在が不明となっている案件については、道路管理課にて公簿調査を行う運用を新たに開始し、その調査結果を関係の土木事務所と共有することとしました。（平成30年 5月15日通知済） （道路管理課）</p> <p>(ア) 今回指摘を受けた事例については、債権管理条例等に基づいた債権管理台帳を整備し、債務者との交渉記録の記載を行いました。今後についても、適正に記載します。 （千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>(イ) 今回指摘を受けた事例については、道路管理課にて必要な公簿調査を行いました。今後についても、公簿調査の結果をもとに、適正に督促状を発付します。（道路管理課）</p> <p>公簿調査の結果をもとに、電話催</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>(ア) 債権管理台帳が作成されておらず、債務者との交渉経過の記載がないもの  （千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>(イ) 債務者の所在が不明となっているにもかかわらず、公簿調査を行っていないもの  債務者の所在が不明となっているものについて、今回の監査で現地検査を行った土木事務所の全てにおいて申請書に記載された連絡先への電話や現地確認のみを行っており、公簿調査等を行っていなかった。これらの中には督促状が債務者に送達されず、時効の中断など督促の法的効果が得られていないものも見受けられた。  （千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>(ウ) 債務者へ督促状が未到達のまま不納欠損処分を行っていたもの  督促状が未到達であったにもかかわらず公簿調査等を行うことなく、消滅時効期間が経過し不納欠損処分を行っていた。  （千種土木事務所、北土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>特に債権管理台帳が作成されていない事例については、平成28年 5月13日に公表した緑政土木局の定期監査において、他の土木事務所に対し指摘しているところであり、同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。土木事務所にあっては、債権管理台帳を整備するなど債権管理条例等に従い、適正な債権管理を行われない。</p> <p>また、道路占用料に関する債権管理事務の総括を所管する道路管理課にあ</p>	<p>告を行うなど適正な債権管理を行います。  （千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>(ウ) 今回の指摘を受け、督促状の未到達者については、公簿調査の結果をもとに督促状の再送付を実施します。  （道路管理課）</p> <p>適正な手続きを経ていることを確認したうえで、不納欠損処分を行います。  （千種土木事務所、北土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、名東土木事務所）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>っては、全ての土木事務所において債権管理条例等に従い適正な債権管理が行われるよう指導されたい。</p> <p>（道路管理課）</p>		
1(2)	<p><b>督促状の記載内容について</b></p> <p>分担金、過入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入については、他の法律、条例等に定めがある場合を除き、地方自治法及び税外収入の延滞金の徴収に関する条例に基づき、督促をした場合においては延滞金を徴収することとされている。また、道路占用料は、道路法及び道路の占用料等に関する条例に基づき、督促をした場合においては延滞金を徴収することとされている。</p> <p>なお、名古屋市債権管理条例施行細則（以下「債権管理規則」という。）では督促状の様式について定めており、延滞金を徴収する債権に係る督促状については、延滞金の計算方法並びに行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言（以下「不服申立て等の教示」という。）を記載することとされている。</p> <p>督促状の記載内容について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 道路占用料に係る督促状について 道路占用料の債権管理事務の総括は道路管理課が所管しており、督促状の送付に係る事務手続きについては、道路占用料の督促状の送付等にかかる取扱い要綱（以下「道路占用料督促状送付要綱」という。）に定めがある。</p> <p>道路占用料督促状送付要綱で定めている督促状の様式を確認したところ、延滞金の計算方法に係る記載がされていなかった。（道路管理課）</p> <p>イ 公園使用料（行為許可）に係る督促状について</p>	<p>ア 本件は、債権管理規則が制定された際に、道路占用料督促状送付要綱で定めている督促状の様式について、延滞金の計算方法に係る記載を追加する改正を失念していたことが原因であり、平成30年 8月 1日付けで要綱の改正を行いました。</p> <p>（道路管理課）</p> <p>イ 本件は、債権管理規則に関する認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、公園使用料（行為許可）に係る督促状について、債権管理規則の記載内容を満たした様式へ変更し、緑地管理課長名の通知により、全ての土木事務所長に対し周知しました。（平成30年 8月15日通知済）</p> <p>併せて、担当係長会（平成30年 8月15日）及び事務担当者会（平成30年 8月27日）で説明を行いました。</p> <p>（緑地管理課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>公園使用料（行為許可）の債権管理事務の総括は緑地管理課が所管しており、公園使用料（行為許可）の債権管理に係る取扱いについては、平成25年 3月 1日付緑地管理課長名通知「公園使用料（行為許可使用料）の歳入管理に関する事務取扱について」に定めがある。</p> <p>この通知で定めている督促状の様式を確認したところ、延滞金の計算方法及び不服申立て等の教示に係る記載がされていなかった。</p> <p>（緑地管理課）</p> <p>延滞金は、債務の期限内における適正な履行を担保するとともに、期限内に納付している者との公平を維持するために設けられたものであり、原則として徴収しなければならないが、督促時に延滞金の計算方法及び不服申立て等の教示をしないことにより債務者が延滞金の支払の必要がない債権と誤認するおそれがある。債権管理規則の記載内容を満たした様式への変更を検討されたい。</p>		
1(3)	<p><b>水路等使用料の徴収事務について</b></p> <p>河川管理課では、名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「水路等使用条例」という。）に基づき、本市が管理する水路、堤防及びため池その他の水面（以下「水路等」という。）の使用について許可申請があった場合は、水路等の管理に与える影響等を確認したうえで使用を許可し、使用者から水路等使用料を徴収している。水路等使用条例によれば、使用者は、水路等使用料を使用の開始前に納入しなければならないとされている。</p> <p>この事務について確認したところ、許可書に記載された使用開始日と納入通知書交付日が同日となっている事例が見受けられた。このため、財務会計総合システムにより収納日を調査したところ、これらの事例の多くが、使用</p>	<p>本件は、納入通知書を作成する際、使用開始前の使用料納付が要件となっている場合には、必ずしも納期限10日前までの交付を要しないことを認識していなかったことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに納期限を使用開始日までとする取扱いに改めました。</p> <p>また、対応を一層効果のあるものとするため、許可証を手渡す際に、使用料納入後に水路使用を開始するよう申請者への指導を強化することを課内で周知徹底し、再発防止を図りました。</p> <p>（河川管理課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>開始日から相当日数を経過した後に納入されていた。</p> <p>河川管理課によれば、申請者から早急に使用を開始したい旨の申請があった場合は、使用者に許可書と納入通知書を一緒に交付し、交付日からの使用開始を許可しているとのことであった。その際、河川管理課では、使用料納入後に使用開始するよう口頭で指導しているとのことであったが、納入通知書の納期限は使用開始後の日付に設定されていた。</p> <p>このような取扱いは、使用者の利便性を考慮したものであるとはいえ、使用者に、使用開始後に納入してもよいとの誤解を与えかねず、未収金が発生するおそれがある。</p> <p>水路等使用条例の規定に従い、使用開始前に使用料が納入されるよう取扱いを改められたい。（河川管理課）</p>		
1(4)	<p><b>公有財産の有償貸付について</b></p> <p>河川計画課では、所管する公有財産について、貸付及び事業用定期借地権の設定を行い、借受人から貸付料を収入している。</p> <p>この事務について確認したところ、貸付料の納入通知書を、貸付契約書及び事業用定期借地権設定契約公正証書（以下「契約書等」という。）に定められた納期限を過ぎてから発付している事例が見受けられた。</p> <p>契約書等に定める支払期限が遵守されなければ、相手方の経営状況が悪化していた場合に、その把握が遅れ、未収金の発生及び累積を防止するための早期対応が不十分となるおそれがある。</p> <p>契約に従った支払期限を設定した納入通知書を確実に発付するよう徹底するとともに、組織でのチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。（河川計画課）</p>	<p>本件は、契約内容についての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、課内で事務処理チェックリストを作成し、複数の職員が共有することによりチェック体制を強化し、再発防止を図りました。（平成30年 4月 2日実施）（河川計画課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	<p>資金前渡とは、特定の経費について職員をして現金支払させるため、原則として債権者又は債権者及び債権金額が未確定であり、かつ、履行期が到来していない場合において特に必要があるときに限り、正当債権者ではない職員にあらかじめ概括的に資金を交付する制度である。</p> <p>名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）では、前渡金受領者は、前渡金出納簿等に出納のつど登載し、その状況を明らかにすること、予算主管課の長は、資金前渡又は支払のなかった月を除き、毎月1回以上前渡金出納簿等を査閲し、現在金との符合を確認しなければならないことなどが定められている。</p> <p>なお、前渡金出納簿は予算科目別に作成し、別に総括を附すこととされている。</p> <p><b>(1) 資金前渡を受けた経費の執行について</b></p> <p>緑政土木局では、非常配備体制の早期確立のため職員が自家用の自動車等で参集した場合の費用弁償に関する規程を定めており、総務課では、当該費用弁償に充てるため資金前渡により資金の交付を受けている。この事務について確認したところ、予算科目別に作成された前渡金出納簿の残高が一時的に赤字となっている事例が見受けられた。</p> <p>理由について確認したところ、前渡金残高が不足していることに気付くことが遅れたため、結果として他の目的のために交付を受けた前渡金の執行残から一時的に立替えて支出することとなったとのことであった。</p> <p>資金前渡は、前渡金受領者が自己の名と責任において会計規則等の定めを遵守し管理執行することが前提の制度である。交付を受けた経費の目的に従った執行を徹底されたい。（総務課）</p>	<p>本件は、交付を受けた経費の目的別の支出予定額と残高の把握が不十分であったことが原因です。今回の指摘を受け、前渡金出納簿の補助となるエクセルシートを作成し、経費の目的別に、非常配備発生の都度、各所属から報告を受けた必要額を入力するようにし、翌月の支出予定額及び支出後の残高を確認することとし、再発防止を図りました。</p> <p>また、費用弁償支出の起案文書に、前渡金出納簿を添付し、決裁に併せて残高確認をすることとしました。 （総務課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(2)	<p><b>前渡金出納簿への登載等について</b> 前渡金の関係書類を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 外部委員への謝金等について前渡金出納簿への登載が漏れていたもの（道路利活用課、河川計画課、農業センター）</p> <p>イ 前渡金出納簿へ登載した日付が誤っていたもの（守山土木事務所、道路利活用課、河川計画課、緑地維持課）</p> <p>ウ 資金前渡のあった月に前渡金出納簿を査閲に附していなかったもの（技術指導課）</p> <p>エ 費目を分けて前渡金出納簿の総括を複数作成していたもの（千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、農業センター）</p> <p>オ 前渡金の通帳名義において、組織名、役職名、氏名の登録がされていなかったもの（熱田土木事務所）</p> <p>前渡金出納簿への登載漏れや登載内容の誤り等が散見されたことから、会計規則に基づき、前渡金出納簿に出納のつど正しく登載されるよう徹底されたい。</p> <p>また、前渡金出納簿の総括を複数作成することにより、現在金との符合が煩雑になり適正に確認が行われない可能性があることから、会計規則に基づいた取扱いを徹底されたい。</p> <p>さらに、これらの事例については全て予算主管課である企画経理課による査閲が行われていたことから、企画経理課にあっては、現在金との符合のみならず記帳方法についても確認を行い、前渡金出納簿が適正に作成される</p>	<p>ア 本件は、受領後に前渡金出納簿への登載を失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに前渡金出納簿に登載しました。さらに、前渡金の適正な取扱いについて係会において周知徹底し、再発防止を図りました。（平成30年 2月27日実施） （道路利活用課）</p> <p>本件は、委員へ謝金を支払う際に前渡金出納簿への登載を失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、前渡金出納簿への登載を行いました。さらに、課内で事務処理チェックシートを作成し、前渡金の支払の都度、複数の職員により出納簿への登載を確認するよう改め、再発防止を図りました。（平成30年 3月 8日実施） （河川計画課）</p> <p>本件は、前渡金の取扱いについての認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに前渡金出納簿へ登載しました。さらに、前渡金の適正な取扱いについて所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（平成29年11月30日実施） （農業センター）</p> <p>イ 本件は、前渡金出納簿への登載を失念し、翌月に誤った処理をしたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに実際に前渡金を支出した日付に訂正しました。さらに、領収書等の提出や精算の確認の徹底を所内で周知し、再発防止を図りました。（平成29年11月 7日実施） （守山土木事務所）</p> <p>本件は、定例的な処理に関して内容の確認が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、実際に受領した日付に訂正し</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>よう指導されたい。特に、前渡金出納簿の総括を複数作成していた事例については、今回の監査で実地検査を行った土木事務所の全てにおいて見受けられたことから、他の土木事務所においても同様の事例がないか確認し、必要な指導をされたい。（企画経理課）</p>	<p>ました。さらに、前渡金の適正な取扱いについて係会において周知徹底し、今後の再発防止を図りました。（平成30年 2月27日実施） （道路利活用課）</p> <p>本件は、金額及び時期が定例的な前渡金について、通帳等で内容を確認しないまま前渡金出納簿への登載を行ってしまったことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに実際に前渡金を受領した日付に出納簿を訂正しました。さらに、出納簿への登載の際は必ず通帳等で確認するとともに、課内で事務処理チェックシートを作成し、複数の職員で確認することとし、再発防止を図りました。（平成30年 1月 4日実施） （河川計画課）</p> <p>本件は、前渡金の取扱いについての認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに実際に前渡金を支払った日付に前渡金出納簿を訂正しました。さらに、前渡金の適正な取扱いについて課内で周知徹底し、再発防止を図りました。（平成30年 1月24日・ 8月20日実施） （緑地維持課）</p> <p>ウ 本件は、資金交付日と支払日が月をまたいでいたが、査閲を各月に受けることを失念していたことが原因です。指摘を受けた事例については、直ちに前渡金出納簿を修正し、査閲に附しました。また、前渡金出納簿の適正な取扱いを課内で周知徹底し、再発防止を図りました。（平成30年 1月15日実施） （技術指導課）</p> <p>エ 本件は、前渡金出納簿の総括表について、企画経理課の誤った指示に基づいて処理していたことが原因です。土木事務所管理係長会におい</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		<p>て、企画経理課から、前渡金出納簿の総括表については歳入と歳出を一つにまとめて作成するよう説明がなされるとともに、平成30年 3月16日付で各課公所宛ての通知による周知が行われました。</p> <p>これを受け、現在、総括表は一つにまとめて作成しています。</p> <p>（千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、農業センター）</p> <p>オ 本件は、会計室からの事務連絡の認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに通帳名義を適正に登録しました。さらに、所内で前渡金受領者の通帳名義の取扱いを再確認することにより、再発防止を図りました。（平成29年11月 9日実施） （熱田土木事務所）</p> <p>本件は、会計規則の認識が不足し、各課公所に誤った指示を行ったことが原因です。</p> <p>前渡金出納簿の総括を複数作成していた事例については、実地検査が行われていない残り 9土木事務所についても確認した結果、全ての土木事務所において、前渡金出納簿の総括を歳入と歳出に分けて複数作成していました。</p> <p>土木事務所管理係長会におきまして、企画経理課から前渡金出納簿の総括については歳入と歳出を一つにまとめて作成するよう説明を行うとともに、企画経理課長名の通知により、各課公所に周知を行いました。（平成30年 3月16日付）</p> <p>今後も、企画経理課で毎月 1回行っている査閲において、各課公所の前渡金出納簿が適正に作成されるよう、確認を徹底してまいります。 （企画経理課）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(1)	<p><b>受託者に関する資格要件等の確認について</b></p> <p>緑政土木局では、業務委託契約を締結する際、契約の適正な履行を確保するため、特記仕様書で受託者の資格要件等を定め、その確認資料の提出を求める場合がある。また、警備業など一部の業務については、法令により認定又は許可を受けた者でなければ営んではならないと定められている。</p> <p>資格要件等の確認の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 特記仕様書で定める資格認定証の写し等が未提出であったもの (昭和土木事務所)</p> <p>イ 受託者から提出された下請負人の警備業認定証の有効期限が、契約の履行開始前に切れていたもの (河川工務課)</p> <p>受託者に関する資格要件等の確認が不十分であると、契約の適正な履行に支障をきたすおそれがある。</p> <p>受託者から資格要件等に係る書類の提出を確実に受け、内容を十分に確認するよう注意されたい。</p>	<p>ア 本件は、提出の指示を失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに写しを提出するよう業者に求め、平成29年11月7日に提出されました。</p> <p>さらに、特記仕様書で提出を定めている必要書類を、受託者に漏れなく提出させるように所内で周知徹底し、再発防止を図りました。 (昭和土木事務所)</p> <p>イ 本件は、受託者が誤って更新前の認定証を提出し、当課の内容確認が不十分であったことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに受託者に更新後の認定証の提出を求め、平成29年12月18日に提出されました。</p> <p>さらに、受託者から提出された書類の内容を十分に確認するよう課内で周知徹底し、再発防止を図りました。 (河川工務課)</p>	措置済
3(2)	<p><b>産業廃棄物の処分について</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「産業廃棄物処理法」という。）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が産業廃棄物処理法第2条第4項に該当する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の運搬や処分を他人に委託する場合は、運搬の許可や処分の許可を受けた者に委託するとともに、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し</p>	<p>本件は、産業廃棄物の処理に係る排出事業者であることの認識不足及び関係法令の理解不足が原因です。今回の指摘を受け、産業廃棄物の処理を適正に実施することについて、昼礼（平成30年6月11日）、係長以上会議（平成30年6月19日）、各係会議（平成30年6月19日、22日、28日）の各所内会議において周知徹底し、再発防止を図りました。 (守山土木事務所)</p> <p>本件は、産業廃棄物の処理に係る排出事業者であることの認識不足及び関係法令の理解不足が原因です。今回の指摘を受け、産業廃棄物の処理を適正</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>なければならないこととされている。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）では、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこととされている。</p> <p>備品の管理について確認を行ったところ、耐火金庫等の処分にあたり産業廃棄物に該当するという認識がなく、廃棄物処理法に基づく許可を受けていない事業者の有償で処分の委託をされており、マニフェストの交付及び契約書の作成を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>産業廃棄物の処分については、過去に公表した他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたことは誠に遺憾である。排出事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法等に基づき適正に処理を行われたい。</p> <p>（守山土木事務所、自転車利用課）</p>	<p>に実施することについて、職場会議（平成30年 6月11日及び 6月22日）において周知徹底し、さらに環境局事業部廃棄物指導課作成の「産業廃棄物処理の手引き」を供覧・配架し、再発防止を図りました。（自転車利用課）</p> <p>今回の指摘を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の処理を適正に実施するよう、緑政土木局総務課長名の通知により、局内各所属に周知を行いました。（平成30年 6月 6日通知済）（総務課）</p>	
4(1)	<p><b>道路占用許可に係る工事完了届について</b></p> <p>名古屋市道路管理規則（以下「道路管理規則」という。）では、道路の占用の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、当該許可に関する工事が完了したときは、直ちに工事完了届を市長に提出して、その検査を受けなければならないと規定している。</p> <p>道路の占用の許可に関する書類（以下「道路占用許可関係書類」という。）を確認したところ、今回の監査で実地検査を行った土木事務所において、道路占用許可書にある工事の期間が終了しているにもかかわらず、工事完了届の提出がされていない事例が散見された。</p> <p>このような場合の対応について確認したところ、いずれの土木事務所においても道路占用者に電話連絡することなどにより提出を促すとのことであり、また、道路パトロールによる現地</p>	<p>本件は、完了届の徴取や現地確認記録の記載の手法についての具体的な通知等の取扱いを定めていなかったことが原因です。今回の指摘を受け、適切な道路管理を担保すべく、工事期間が満了しているにもかかわらず、工事完了届が提出されていない案件について、定期的な確認や確認記録の道路占用許可関係書類との一元的な管理方法の整理を行い、道路管理課長名の通知により、全土木事務所に以下の内容を具体的に示し、実施するよう周知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な工事完了届提出状況の確認と、未提出者への催促</li> <li>・道路パトロール等による現地確認</li> <li>・催促や現地確認の状況を道路占用許可関係書類へ記載</li> </ul> <p>（平成30年 5月31日通知済） （道路管理課）</p> <p>工事期間が満了しているにもかかわらず</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>調査を実施し、許可期間を超えての占用の有無や道路の復旧状況を確認しているとのことであった。しかしながら、道路パトロールの結果は道路パトロール日報に記載されるものの、道路占用許可関係書類と一元的に管理されていたものは見受けられなかった。</p> <p>土木事務所にあつては、道路占用者が道路管理規則に基づき工事完了届を提出するよう指導を徹底されたい。また、工事完了届の提出遅延のため道路パトロール等により現地を確認した事例について、その内容を道路占用許可関係書類と一元的に管理できるような手法について検討されたい。</p> <p>（千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p> <p>なお、土木事務所で提出を促す取り組みを実施しているにもかかわらず、工事完了届の提出漏れが散見される現状に鑑みると、工事完了届が未提出である場合の取扱いを定める必要があると思われる。これらの事務を所管する道路管理課にあつては、工事完了届が未提出である場合においても適切な道路管理が担保されるよう、その手法について検討されたい。（道路管理課）</p>	<p>らず、工事完了届が提出されていない案件については、道路管理課が整理した管理方法に基づき、定期的に該当案件の有無の確認及び未提出者への催促を行い、より確実な完了届の徴取を行いました。また、上記の催促を行った記録や、道路パトロール等により現地を確認した際の記録については、道路占用許可関係書類に直接ゴム印等を用いて記録し、一元的な書類管理を行いました。</p> <p>（千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所）</p>	
4(2)	<p><b>寄附受納について</b></p> <p>本市では、寄附による物品の受入事務について、会計規則及び物品会計事務の手引きにおいて取扱いを定めている。これらによると物品の受入は、受入れの決定の後、物品管理者が物品出納員に対し、物品受入通知書を用い受入通知することによって行うこととされているほか、物品を受納した際には、寄附申出者に対して物品出納員名の受領書を交付することとされている。ただし、食料品等一部の物品については受入通知を省略することができる。</p> <p>また、受納した物品が備品に該当す</p>	<p>本件は、物品受入事務に関する知識が不足していたこと、寄附受納手続きをする職員と物品管理を行う職員が別の係に分かれており、連絡体制が不備であったこと、所属内のチェック体制が不足していたこと、継続して寄附受納を行っている案件について引継ぎが十分なされていないことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、寄附を受けた物品について、物品受入事務や受領書の交付を適正に行うため、再発防止策として、以下の4点の取組みを実施しました。</p> <p>まず一点目として、寄附受納手続き</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>る場合は、電子計算機（以下「物品管理システム」という。）に登録し、常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。なお、本市における備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格以上の物品及び美術工芸品とされている。</p> <p>東山総合公園では、企業及び個人より寄附を募っており、バナナ等の物品による寄附を受け入れている。これらの事務について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 受入通知を行っておらず、物品出納員名の受領書も交付していないもの</p> <p>    ティンガティンガ絵画始め14件について、受入れの決定をしているものの受入通知を行っておらず、物品出納員名の受領書も交付していなかった。</p> <p>イ 物品出納員名の受領書を交付していないもの</p> <p>    バナナ（平成29年度受納分の一部）について、受入れの決定をしているものの物品出納員名の受領書を交付していなかった。</p> <p>ウ 受入れの決定を行うことなく受納しており、物品出納員名の受領書も交付していないもの</p> <p>    バナナ（平成28年度受納分及び平成29年度受納分の一部）について、受入れの決定を行うことなく受納しており、物品出納員名の受領書も交付していなかった。</p> <p>エ 備品を受け入れたにもかかわらず、物品管理システムに登録していないもの</p> <p>    ティンガティンガ絵画始め84点について、物品管理システムに登録していなかった。</p>	<p>を行う職員に対して、適正な物品受入事務に関する周知を行いました。また、寄附受納決裁の際に併せて、物品出納員の受領書発行についても決裁を受ける扱いを徹底し、受領書の発行漏れを防ぐ取組みを実施しました。</p> <p>    二点目として、寄附受納決裁内に物品管理担当者のチェック欄を設けて、決裁時と受領時の物品管理システム登録時にチェック欄を埋めるよう徹底し、物品受入通知や備品の登録漏れがないようにしました。</p> <p>    三点目として、決裁を受けた後、物品受入後に物品管理担当者のチェック欄を確認することにより、受入通知や登録漏れがないよう確認を実施することとしました。</p> <p>    四点目として、継続して寄附受納をしている物品については、受入手続きの漏れがないように、引継事項としてリスト化を行い、毎年引き継ぐ取組みを実施しました。（東山総合公園）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>寄附により受納した物品は、その帰属や取得経緯が不明となるおそれがあるため、会計規則及び物品会計事務の手引きの定めに従い、適正に事務を行われたい。特に、受領書は寄附申出者にとって取引を証明する重要な書類であるため、漏れなく交付されたい。</p> <p>また、寄附により受納した物品が備品に該当するにもかかわらず物品管理システムに登録されていなかった事例が多数見受けられたことから、自らの財産を管理するという意識が希薄であると言わざるを得ない。組織として備品登録が確実に行われる仕組みを構築し、適正な財産管理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">（東山総合公園）</p>		
5(1)	<p><b>公園愛護会及び街路樹愛護会の認定について</b></p> <p>本市では、市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行うことを目的として組織された団体を公園愛護会又は街路樹愛護会（以下「愛護会」という。）として認定しており、その活動に対し報償費を交付している。愛護会の認定等の要件及び具体的な手続きについては、緑のまちづくり条例、緑のまちづくり条例施行細則、公園愛護会要綱及び街路樹愛護会要綱（以下「緑のまちづくり条例等」という。）により定められている。</p> <p>緑のまちづくり条例等では、愛護会の認定にあたっては、公園愛護会、街路樹愛護会の双方とも、役員として会長、副会長及び3名以上の委員を置くこと、他の愛護会の役員を兼ねることはできないこととされている。また、公園愛護会の構成団体は、同一公園で活動する別の公園愛護会の構成団体となることとされており、街路樹愛護会の構成団体は、同一路線で活動する別の街路樹愛護会の構成団体となることとされている。なお、愛護会の認定は、団体から愛護会認定申請書等（以下「申</p>	<p>（アの事例については、監査期間中に措置済）</p> <p>イ 本件は、愛護会認定申請書の確認が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、平成30年5月9日に対象となる愛護会から変更届の提出を受け、構成団体の重複を解消しました。</p> <p style="text-align: center;">（名東土木事務所）</p> <p>本件は、愛護会認定申請書類の確認不足が原因です。今回の指摘を受け、申請書に構成団体の重複に関するチェック欄を設け、役員名簿のチェック欄と合わせて確実に確認するよう土木事務所等に通知しました。（平成30年5月8日実施）</p> <p>また、愛護会の認定更新の前年度に行う担当者説明会での制度説明や、緑地利活用室・土木事務所等のダブルチェックを徹底し、再発防止を図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">（緑地利活用室）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>請書等」という。)の提出を受けた土木事務所等の副申を踏まえ緑地利活用室が行うこととされている。</p> <p>今回監査対象とした土木事務所及び東山総合公園において、申請書等を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 同一の公園で活動する公園愛護会において、役員が重複しているもの (北土木事務所)</p> <p>イ 同一の路線で活動する街路樹愛護会において、構成団体が重複しているもの (名東土木事務所)</p> <p>上記のような事例が見受けられたことから、申請内容の確認が十分に行われていないのではないかと懸念される。特に役員の重複については、平成28年5月13日に公表した緑政土木局の定期監査において、他の土木事務所に対し指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。土木事務所にあっては、申請内容を十分に確認し副申されたい。また、緑地利活用室にあっては、申請書等の内容確認が適正に行われるよう土木事務所との連携を密にし、再発防止に努められたい。 (緑地利活用室)</p> <p>なお、アの事例については、役員の重複が解消され必要な措置が講じられた。</p>		

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

交通局（工事）

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p><b>屋内消火栓用配管などの耐震設計について</b></p> <p>国土交通省監修の建築設備耐震設計・施工指針（以下「指針」という。）では、建築物と建築物との間の空間部分を横断する配管については、可とう性のある継手<sup>（注）</sup>を使用すると定めている。</p> <p>「稲西営業所老朽化対策工事（管工事）」では、指針に基づき配管などの改修工事を行っていた。稲西営業所はバスを点検整備する整備棟と事務所棟が隣接しており、隣接した箇所は鋼製の材料で覆われていたことから、空間部分がないものとして、一つの建築物として配管の設計を行っていた。しかし、設計資料などを確認したところ、鋼製の材料で覆われていた箇所には空間部分があり、各棟は別々の建築物であったことから、その部分を横断する屋内消火栓用配管及び給湯配管などは、指針に基づき可とう性のある継手を使用するなど、耐震設計が必要であった。</p> <p>屋内消火栓用配管の設計にあたり耐震設計が行われていない場合、地震に伴い発生する火災に対して、配管が損傷し消火活動の支障となるおそれがある。</p> <p>配管工事の設計にあたっては、現地の状況や設計資料などを十分に確認し、必要な場合には指針に基づき耐震性が確保されるよう設計を行われない。また、今回指摘した配管については速やかに改善工事を実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">（営繕課）</p> <p>なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年 3月までに改善工事を行った。</p>	<p>（監査期間中に措置済み）</p>	<p>措置済</p>

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	<p><b>高所作業の安全管理について</b></p> <p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）では、高さが2メートル以上の作業床<sup>(注)</sup>の端、開口部などで墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には手すりなどを設けるよう定めている。また、これらのことが困難な場合において、安全帯を使用させるなど墜落による労働者の危険を防止するための対策を講じるよう定めている。</p> <p>「名古屋駅の施設改良工事その1（建築工事）」では、地下鉄桜通線名古屋駅構内において、工所用仮囲いの範囲で、既設階段（以下「階段」という。）の踊り場先から階段下までを撤去し、エレベーターの昇降路部分を構築する工事を行っていた。その工事では、階段上から踊り場までを作業床としており、基礎部分の工程では、作業床である踊り場の端から鉄筋など資材の上げ下ろし、コンクリートの流し込みなどの作業を行っていた。しかし、高さ約4メートルでの作業であったにもかかわらず、規則で定める手すりなど墜落による労働者の危険を防止するための対策を講じていなかった。</p> <p>既存施設を改修する場合には、作業工程上高低差が生じ転落防止の対策が必要となる場合もあり、工程の進行に合わせて適切な安全対策が求められる。</p> <p>交通局では、地下鉄駅施設の利便性向上にむけ施設改良工事も予定されており、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、規則に基づき手すりを設けるなど適切に安全管理を行うよう受注者を指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（営繕課）</p>	<p>本件は、作業工程の進捗に伴い作業床の高低差が日々変化していく中で、踊り場からのコンクリート打ち込み作業等についても高所作業に該当するという意識が、受注者に不足していたことに起因する事案でした。</p> <p>このため、平成30年2月21日の職場会議において、工事監査の指摘事項を周知するとともに受注者に対して一時的な作業であっても労働安全衛生規則で定められた墜落を防止する措置を講じるよう指導することを、関係職員に周知徹底しました。</p> <p>更に、平成30年5月16日に、今回の指摘事項及び再発防止の留意点を取りまとめた「安全に配慮した工事監理について」（平成30年4月技術管理課）を使用して職場内研修を実施し、関係職員に周知徹底しました。</p> <p>また、工事を監督する職員が使用する「チェックリスト」（工事関係共通）（平成30年5月改訂 技術管理課）に一時的な作業であっても、高所作業において作業員に墜落防止措置を講じるよう指導したかの確認項目を追加し、今後の再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（営繕課）</p>	措置済
2(2)	<p><b>給水管の耐圧試験について</b></p> <p>給水管の耐圧試験は、管の内部に圧力をかけることにより、施工した管に水漏れがないことなどを確認するため</p>	<p>ご指摘の件につきましては、給水管の耐圧試験を既設配管との接続前ではなく接続後に行ったことが原因であったことから、給水管の施工にあたり、</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>の重要な試験である。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）では、「給水装置<sup>(注)</sup>に該当する給水管」における耐圧試験の圧力値は、1.75メガパスカルと定めている。</p> <p>「御器所駅のバリアフリー整備工事（管工事）」では、地下鉄鶴舞線駅構内において給水管の一部を取り替えて、既設配管と接続する工事などを行っていた。新しく取り替えた管は「給水装置に該当する給水管」であり、その管に行った耐圧試験の圧力値を確認したところ、既設配管との接続後に試験を行っていたことから、既設配管に設けられた蛇口やバルブなどの給水用具に損傷を与えないよう省令で定める圧力値より低い1.0メガパスカルで試験を行っていた。</p> <p>「給水装置に該当する給水管」の耐圧試験については、施工した管に水漏れがないことなどを確認するための試験であることから、省令に従い適正な圧力値で行われたい。（設備課）</p>	<p>既存の配管及び給水器具を接続する前に耐圧試験を行うよう、工事を監督する職員が使用する「チェックリスト」（設備関係）（平成30年6月改訂 設備課）に確認項目を追加し今後の再発防止を図りました。</p> <p>また、平成30年5月22日までに、今回の指摘事項及び再発防止の留意点を取りまとめた「安全に配慮した工事監理について」（平成30年4月技術管理課）を使用して職場内研修を実施し、関係職員に周知徹底しました。</p> <p>なお、給水管の耐圧試験は、平成30年6月28日及び29日に1.75メガパスカルの圧力値で実施し、漏水がないことを確認しました。（設備課）</p>	
2(3)	<p><b>天井点検口の施工について</b></p> <p>交通局では、地下鉄駅構内の天井面は、地下鉄構造物に固定された鋼材（以下「天井下地」という。）下面に取り付けられている。天井面に天井点検口（以下「点検口」という。）を設ける場合には、点検口の落下を防ぐため天井下地などに取り付け、固定することとしている。</p> <p>「市役所駅始め6駅トイレ感知器設置に伴う天井点検口設置工事（建築工事）」では、地下鉄駅構内のトイレの天井面に点検口を設置する工事を行っていた。点検口の設置にあたり、天井下地などに固定しなければならないが、複数の点検口では、これらの施工が適切に行われていなかった。</p> <p>頭上の点検口が固定されておらず、落下した場合には重大な事故につながるおそれがある。そのため、施工方法</p>	（監査期間中に措置済み）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>に従い固定されていることを工事の各段階で確認するなど工事監理を確実に行われたい。また、今回指摘した点検口については速やかに改善工事を行われたい。 （施設事務所）</p> <p>なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年 1月までに改善工事を行った。</p>		
2(4)	<p><b>可動式ホーム柵制御盤の漏水対策について</b></p> <p>交通局では、地下鉄の駅において、地下水の影響などにより地下鉄構造物の天井面や壁面からの漏水が生じることがあるため、地下に設置している信号、通信設備などの電子機器を収めた盤について、その盤の内部に漏水が浸入し故障することがないように必要に応じて漏水対策を行うこととしている。</p> <p>「東山線可動式ホーム柵設置に伴うDCU装置製造設置工事（特殊電気工事）」では、地下鉄東山線の各駅に、可動式ホーム柵を制御する盤（以下「制御盤」という。）を設置していた。設計図書では、電子機器を収めた制御盤の上面には、電子機器から発生する熱を排出させる通気孔を設けることとしており、そこから漏水が浸入しないように、屋根を設置するなど制御盤の漏水対策を行うことと定めていた。しかし、池下駅では、通気孔を設けた制御盤の上面にはケーブル類を束ねた既設配線が近接していたため屋根の設置に支障となっており、必要な漏水対策を行うことなく、可動式ホーム柵の使用開始から約 2年間放置していた。</p> <p>制御盤への漏水の侵入により可動式ホーム柵が制御できなくなった場合、東山線の運行に影響が生じるおそれがある。東山線は、名古屋駅を始め栄駅など乗降客が多く、利用者への影響も大きいことから、地下鉄の安全運行に支障が生じることがないように、速やかに漏水対策を行われたい。（電気課）</p>	(監査期間中に措置済み)	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年 1月までに、屋根の取り付け高さを変更して漏水対策の改善工事を行った。</p>		

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会・区役所・財政局

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(2)	<p><b>博物館友の会会員の観覧料について</b></p> <p>名古屋市博物館条例等によれば、博物館資料の展示会場へ入場しようとする者は、観覧料の納付と引き換えに、観覧券の交付を受けなければならないとされている。</p> <p>博物館には、館の活動の支援及び普及活動等により博物館を応援する目的を持つ、名古屋市博物館友の会（以下「博物館友の会」という。）という任意団体がある。そして博物館友の会規約には、入会者の特典として、会員証を提示することで、博物館の常設展に無料で入場できることが掲げられており、博物館友の会会員が本来納付すべき観覧料は、博物館友の会から博物館へ支払われることとなっている。</p> <p>博物館における常設展観覧料の収入事務について調査したところ、観覧料の後納を認める規定がないにもかかわらず、博物館友の会会員の観覧料について、入場した当日ではなく、年間を通じて常設展へ入場した人数を計上し、年度末にまとめて博物館友の会より徴収していた。</p> <p>博物館においては、博物館友の会会員の観覧料について、実態に合わせて規定を整備することを含め、適正な収入事務となるよう改められたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p>	<p>本件は、後納を認める規定の不備が原因であったことから、観覧料の後納が可能となるよう、名古屋市博物館条例施行規則を改正しました。（平成30年 4月 1日施行）</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p>	措置済
2	<p><b>補助対象経費の確認について</b></p> <p>本市では、各区のスポーツ推進委員連絡協議会（以下「区連協」という。）の活動が円滑に推進されることを目的として、区連協に対し、区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に</p>	<p>本件は、実績報告書に添付された領収書について、経費の内訳の確認不足が原因であったことから、経費の内訳を仕分けし、事業報告書等に補助対象となる金額を詳細に記載することにより、再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（南区地域力推進室）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>基づき補助金を交付しており、各区地域力推進室において、「区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金 事務の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、事務を行っている。</p> <p>要綱及び手引きによると、区スポーツ推進委員による研修会への参加費等のうち、交通費等は補助対象経費とすることが認められているが、旅行傷害保険、意見交換会費等は補助対象経費とすることは認められていない。</p> <p>また、補助事業終了後、区連協は、運営実績報告書に事業報告書及び補助対象経費にかかった支払証拠書類の写しを添付して、実績の報告を行うものとされており、区地域力推進室では、区連協から提出された支払証拠書類の写しを点検し、補助対象になりうるものか否かを確認した上で、事業報告書に補助対象となる金額を付記している。なお、補助対象経費と補助対象外となる経費が混在した領収書となる場合があるが、その際には、区地域力推進室において内訳を整理して付記している。</p> <p>南区及び天白区において、事業報告書及び領収書の写しを調査したところ、区スポーツ推進委員の研修会に係る情報交換会費等、補助対象外とすべき経費についても補助対象経費に含め、事業報告書に付記していた。</p> <p>補助対象外とすべき経費を除いても補助の上限額を上回っているため、結果として補助金額は同額であったが、南区及び天白区地域力推進室においては、補助金の精算にあたり補助対象団体から提出された実績報告書等の確認を十分に行い、適正に補助金の精算事務を行われたい。</p> <p>（南区、天白区地域力推進室）</p>	<p>本件は、実績報告書に添付された領収書について、経費の内訳の確認不足が原因であり、補助対象外とすべき経費についても補助対象経費に含め、事業報告書に付記していました。</p> <p>ご指摘後、補助金の精算にあたっては、実績報告書等の確認を十分に行うとともに、平成29年度より、補助対象経費と補助対象外となる経費が混在した場合には、添付する伝票に混在している旨及び金額の内訳を記入することにより、支出金額の内容がより明確に整理可能となるよう、再発防止を図りました。</p> <p>（天白区地域力推進室）</p>	
3	<p><b>仕様書等に定められた内容の履行の徹底について</b></p> <p>業務委託などの契約では仕様書等で履行すべき内容が定められており、契</p>	<p>ア 本件は、組織のチェック体制の不備が原因であったことから、提出を受けるべき書類を明記したチェックリストを作成しました。</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>約の適正な履行の確保のため、必要に応じて契約相手方の業者にあらかじめ履行の計画や実施体制などの書類の提出等を求めている。</p> <p>契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 業者から提出を受けるべき書類を徴取していないもの</p> <p>業務委託契約において、仕様書で事前に実施計画書、業務従事者の名簿や経歴書、業務日程表などの書類の提出を受けることとされているが、徴取されていない書類があり、業務遂行の工程や実施者・実施体制、必要な経歴や資格を満たした者が業務に従事しているかなどについて客観的な確認が行われないまま業務が履行されていた。</p> <p>（鶴舞中央図書館、南生涯学習センター）</p> <p>イ 貸付条件として定めた手続が行われていないもの</p> <p>商品販売や食事の提供等のために施設の一部を貸し付ける契約において、貸付条件として事前に業者から販売品目や販売価格の一覧表の提出を受けるなどして承認を行うこととされているが、一部の品目・価格の一覧表の提出を受けていないなど承認の手続が漏れている事例があった。</p> <p>（科学館）</p> <p>平成26年 5月16日に公表された教育委員会の定期監査において、科学館を含む複数の課公所で仕様書等に定められた書類を徴取していない事例を指摘しているが、今回も同様の事例が見受けられたことは、誠に遺憾である。</p> <p>仕様書等で必要としている事前の書類の徴取や承認の手続が徹底されていない状況では、契約が適正に履行されるのか十分に確認することはできない。必要書類を確実に徴取するなど、仕様書等に定められた内容を徹底され</p>	<p>このチェックリストと提出を受けるべき書類との照合を複数人により確認することといたしました。</p> <p>あわせて、業者から提出を受けるべき書類を徴取いたしました。</p> <p>（鶴舞中央図書館）</p> <p>イ 本件は、販売品目や販売価格の一覧表の一部について、事前に提出を受けていたものの、継続的な提出に対する認識不足が原因であったことから、毎月、月初に販売リストの提出、新商品発売の際は都度、申請書の提出を徹底するとともに、毎月業者との打ち合わせの場を設け、情報共有することにより、再発防止を図りました。</p> <p>（科学館）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>たい。</p> <p>なお、南生涯学習センターについては、業者から不足する書類の提出を受けたことにより措置が講じられた（平成30年度以降、指定管理者制度を導入）。</p>		
4(1) ア	<p><b>金券類等の出納及び残高の管理について</b></p> <p><b>ア 観覧券の出納及び残高の管理について</b></p> <p>名古屋市会計規則等によれば、観覧券の受払いについては出納のつど金券類等出納簿（以下「出納簿」という。）に登載することとされており、科学館では、出納簿により観覧券の出納及び残高の管理を行っている。</p> <p>科学館における金券類の管理状況について調査したところ、出納簿に登載されていた観覧券の残高と実際の保管枚数が一致しない事例が見受けられた。この不一致については、販売した観覧券の出納簿への登載誤りや、書損の登載漏れ等が原因であった。</p> <p>この登載誤り等から実地検査当日まで約7か月もの間、出納簿の残高は修正されずそのままの状態となっており、管理が適切になされているとは言い難い状況であった。</p> <p>科学館においては、出納のつど、出納簿へ正確に登載するとともに現物との照合を確実に実施し、厳正な管理を行われたい。（科学館）</p> <p>なお、金券類の管理については、平成26年5月16日に公表された教育委員会の定期監査においても他の部署について指摘したところであり、監査結果が教育委員会内で共有されていないものと思われる。企画経理課においては、監査結果の周知徹底に努められたい。（企画経理課）</p>	<p>本件は、観覧券の在庫及び金券類出納簿の日々の残高の確認及び定期的な検査が行われていなかったことが原因であったことから、監査後、ただちに在庫数を確認し、金券類出納簿の記載誤りを訂正しました。</p> <p>また、日々の出納及び残高の管理を確実に行うとともに、再発防止として、月1回の棚卸しを、複数の職員の手で行い、在庫数と金券類出納簿と観覧券発券システムの売り上げ数が一致するよう、チェックを徹底しています。（科学館）</p> <p>平成30年4月26日に実施した担当者を対象にした実務研修において、今回指摘のあった事項を説明し、監査対象とならなかった部署も含めて周知を徹底しました。</p> <p>また、平成30年6月5日に各部署あてに指摘を受けた事項、特に過去に同様の指摘を受けているものについては強調して通知しており、今回より事務局への指摘であっても各学校（園）へも平成30年6月15日に通知を行い、教育委員会全体において共有いたしました。</p> <p>さらに、過去に同様の指摘を受けている金券類について、平成30年7月11日から7月20日にかけて、複数の公所において企画経理課職員による現場確認を行い、厳正に管理されていることを確認いたしました。（企画経理課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(1) イ	<p><b>イ 招待券の出納及び残高の管理について</b></p> <p>蓬左文庫では、徳川美術館が作成する蓬左文庫・徳川美術館<sup>(注)</sup> 共通の招待券を、特別展の開催ごとに受領して配布を行っており、管理簿を作成して配布先・枚数の管理を行っている。この方法は、招待券を換金し、その現金を簿外保管する等の不適正な会計処理の発生を防止するためのものである。</p> <p>蓬左文庫における招待券の管理状況について調査したところ、管理簿に登載されていた招待券の残高と実際の保管枚数が一致しなかった。この不一致については、配布した招待券の管理簿への登載誤りが原因であった。</p> <p>この登載誤りから実地検査当日まで約7か月もの間、管理簿の残高は修正されずそのままの状態となっており、管理が適切になされているとは言い難い状況であった。</p> <p>蓬左文庫においては、配布のつど、管理簿へ正確に登載するとともに現物との照合を確実に実施し、厳正な管理を行われたい。（蓬左文庫）</p> <p>（注）徳川美術館は、公益財団法人徳川黎明会が運営する私立美術館であり、蓬左文庫の展示室と館内でつながっている。</p>	<p>本件は、招待券の在庫及び管理簿の日々の在庫数の確認及び定期的な検査が行われていなかったことが原因であったことから、監査後ただちに在庫数を確認し、管理簿の記載誤りを訂正しました。</p> <p>また、担当者が日々の出納及び在庫数の管理を確実にを行うとともに、再発防止として、月1度文庫長立ち合いのもと担当者が在庫数と管理簿が一致しているかのチェックを徹底しています。（蓬左文庫）</p>	措置済
4(2)	<p><b>行政財産の目的外使用許可について</b></p> <p>行政財産は、地方自治法の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、貸し付け、又は私権を設定することができることとされている。本市では、名古屋市財産条例及び名古屋市公有財産規則等により、必要な手続や使用料の算定方法について定めている。</p> <p>博物館及び美術館において、行政財産の管理状況について調査したところ、いずれも売店設置のため行政財産の目的外使用許可を行っているが、許</p>	<p>本件は、行政財産の使用状況の確認を怠っていたことが原因であったことから、指摘後速やかに実地調査を行い、使用状況を確認の上、許可の範囲内で陳列棚等を設置するように改善いたしました。</p> <p>今回指摘を受けたことを踏まえ、今後、行政財産の目的外使用許可を行った場合は、定期的に使用状況の実地調査を行います。（博物館、美術館）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>可の範囲を超えて陳列棚等が設置されていた。</p> <p>博物館及び美術館においては、使用物件の使用状況を実地において調査するなど、名古屋市公有財産規則等に従って、行政財産の管理を適正に行われたい。（博物館、美術館）</p>		
4(3)	<p><b>物品管理システムへの登録について</b></p> <p>地方自治法によれば、物品とは本市の所有に属する動産で、現金、公有財産及び基金に属するもの以外のもの及び使用のために保管する動産とされている。物品のうち、備品については名古屋市会計規則で定めるところにより、電子計算機（以下「物品管理システム」という。）に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。なお、本市における備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格以上の物品及び美術工芸品とされている。</p> <p>本市では、美術品及び歴史、考古、民族等に関する資料を取得するために運用する名古屋市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置しており、基金により購入した美術品については、一般会計予算により基金からの買戻しを行っており、買い戻した美術品について物品管理システムに登録している。</p> <p>また、寄贈により美術品を受け入れる場合は、寄贈の承諾の決定後、美術品を受領した際に寄贈者に受領書を交付し、受領した美術品について物品管理システムへの登録を行っている。</p> <p>基金から買い戻した美術品の管理状況を調査したところ、平成26年度に買い戻した美術品 2件約 304万円及び平成28年度に買い戻した美術品 2件約 1,717万円が物品管理システムに登録されていなかった。</p> <p>また、寄贈により受け入れた美術品</p>	<p>本件は、物品管理システムへの登録の確認を怠っていたことが原因であったことから、指摘後速やかに調査を行い、未登録の美術品に関してはすべて、物品管理システムへの登録を行いました。</p> <p>今後は、登録を速やかに、かつ確実にこなうため、受領書交付（発送）時及び物品管理システム登録時において、担当者・係長・課長のラインによるチェック体制をとり入れます。</p> <p>また、寄贈の承諾を決定した美術品の受領手続の遅延については、新たに作成したチェックリストに従い、今後は速やかに受領の手続を行います。（美術館）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>の管理状況を調査したところ、平成26年度に受領した美術品 156件 7,968万円が物品管理システムに登録されておらず、さらに平成29年 3月に寄贈の承諾を決定した美術品25件 8,165万円について、事務遅延により平成29年 9月まで受領書の交付が行われず、物品管理システムへの登録が遅れていた。</p> <p>市民の貴重な財産である美術品について、会計上の残高を正確に把握するため、美術館においては、組織として登録が確実に行われていることをチェックする仕組みを構築するなどし、基金からの買戻し及び寄贈者からの受領に合わせて物品管理システムへ登録されたい。</p> <p>また、寄贈の承諾を決定した美術品については、速やかに受領の手続を行われたい。 (美術館)</p>		
5(1)	<p><b>公印の印影印刷に係る申請及び承認について</b></p> <p>名古屋市教育委員会公印規則では、公印の名称、その書体、寸法及び形式等が定められており、一時に大量に教育委員会印又は教育長印の押印を必要とする様式等については、管守者の承認を得て、公印の押印に代えてその印影又はこれを伸縮した印影を印刷することができることとされている。一部の用途を除き教育委員会印及び教育長印の管守者は総務課長と定められていることから、印影を印刷しようとする者は総務課への申請を行い、承認を得ることとなる。</p> <p>公印の印影印刷の申請事務を調査したところ、スポーツ振興課において教育委員会印の書体を、鶴舞中央図書館において教育委員会印の印刷枚数をそれぞれ誤って申請している事例が見受けられた。</p> <p>一方、総務課における公印の印影印刷の承認事務について確認したところ、印影印刷の申請を受ける際、印刷する様式の施行決裁（以下「施行決</p>	<p>本件は、印影印刷の申請を受ける際、印刷する様式の施行決裁の提出は求めていなかったことが原因であったことから、平成30年 5月 1日より、印刷する様式の施行決裁で総務課長の合議を得ることとしました。</p> <p>今後も手続について所属に対し適正に行うよう指導するとともに、申請内容に不備が無い確認の上承認を行います。 (総務課)</p> <p>本件の印影印刷については、他事業で使用している書体と混同していたことが原因であったことから、該当の印影印刷の申請においては平成29年度申請分より正しい書体にて申請を行っております。</p> <p>また、平成30年 5月に監査書及び監査資料を課内周知し、係会においても印影における書体の違いを改めて周知しました。今後は、決裁時に複数の職員での確認を徹底します。 (スポーツ振興課)</p> <p>本件は、印刷枚数と公印使用申請数</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>裁」という。)の提出を求めてはならず、申請書に記載された使用印影や書体、印刷枚数等の記載をもって承認しているとのことであった。そのため先の2つの事例については誤った内容で承認が行われる結果となっていた。</p> <p>公印は、公務上作成された文書に関し、当該文書の真正な作成を認証することを目的とするものであることから、その管守、使用等に当たっては、厳正確実に行わなければならない。</p> <p>スポーツ振興課及び鶴舞中央図書館においては、組織的に十分な確認を行い、適正な申請事務を行われたい。総務課においては、公印の重要性に鑑み、管守する公印の印影印刷の手続について、申請所属に対し適正に行うよう指導するとともに、施行決裁を確認するなどして申請内容に不備がないか十分に確認の上、承認を行われたい。</p> <p>(総務課、スポーツ振興課、鶴舞中央図書館)</p>	<p>が合っていなかったにもかかわらず、決裁時に申請数の確認が不十分でした。今後は、集会室担当及び総括担当司書で確認した後に決裁を回すように改め、事務処理誤りの防止を徹底いたします。</p> <p>(鶴舞中央図書館)</p>	
5(3)	<p><b>ソーシャルメディアの運用について</b></p> <p>本市では、迅速な情報発信を推進するとともに情報セキュリティを確保するため、名古屋市ソーシャルメディア活用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が定められており、ガイドラインでは、フェイスブック、ツイッター等のソーシャルメディアの利用開始にあたっては、利用するサービスについての運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーを策定しなければならないとされている。また、利用しているサービス名、アカウント等を名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧に掲載して、その旨を速やかに総務局情報化推進課長あて報告しなければならないとされている。</p> <p>博物館では、博物館のフェイスブックが運用されている。この事務について調査したところ、運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーが策</p>	<p>当館フェイスブックは当初、各展覧会の実行委員会がそれぞれの展覧会情報を掲載するものであるという認識に立っていたため、統一した運用ポリシーを策定するなどの本市ガイドラインに沿った開設・運用がされていない状態でしたが、指摘を踏まえて、平成30年3月26日付で運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーの策定を行い、名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧に掲載する等、ガイドラインに従った運用を行うようにしました。また、アカウント等を市ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>(博物館)</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>定されておらず、また、名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧への掲載もされていなかった。</p> <p>ソーシャルメディアはタイムリーな情報を広く発信するのに有効な手段である一方、情報が瞬時に拡散するという特性から、誤った情報や機密情報を発信すれば重大な損害を生じるため、発信内容を複数の職員でチェックするなど、ガイドラインに従った運用を行わなければならない。また、なりすましを防止するため、アカウント等をウェブサイト上で市民に周知する必要がある。</p> <p>博物館においては、ガイドラインに従ったフェイスブックの運用を行われたい。 (博物館)</p>		

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会（公の施設の指定管理者監査分）

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3	<p><b>金券類の管理の厳格化について（東スポーツセンター、天白スポーツセンター）</b></p> <p>指定管理者分の監査結果で述べたように、東スポーツセンター及び天白スポーツセンターにおいて、金券類出納簿に登載されていた駐車場回数券等の残高と実際の保管枚数が一致しない事例が見受けられた。特に、天白スポーツセンターにおいては、大きな差が生じている券種があった。</p> <p>スポーツ振興課では、各指定管理施設に職員が直接赴き実地調査・指導を行っているところであるが、形式的な調査にとどまり、金券類出納簿に正確に登載されているか、現物との照合は確実に実施されているかについては確認しておらず、仮に紛失等があっても適時に把握できる状態にはなっていないかった。</p> <p>スポーツ振興課においては、金券類出納簿への正確な登載、現物との照合の確実な実施について、指定管理者に対し、改めて指導されたい。</p> <p>また、指定管理施設に直接赴く実地調査・指導の中で、現物との照合を行い、その整合が確認できなかった場合には、原因究明と今後の再発防止策を求めるとともに、紛失が判明した場合の対応を明確にするなど、管理の厳格化を図られたい。（スポーツ振興課）</p>	<p>本件は、金券類出納簿と現物との照合について指定管理者への指示があいまいであったこと、スポーツ振興課職員が行うモニタリングの中で、指定管理者が行う金券類管理の検査印の確認に留めており、形式的な調査であったことに起因するものと考えます。</p> <p>金券類の管理の厳格化については、平成30年 4月11日に実施した第 1回指定管理者連絡会議で全指定管理者に対し注意喚起を行い、金券類出納簿と現物との照合を毎月実施することを周知しました。</p> <p>今後の取組みとして、スポーツ振興課職員が行うモニタリングの中においても抜き打ちで金券類出納簿と現物の照合を行い、整合しない場合はスポーツ振興課と指定管理者でその原因究明と改善策について検討するとともに、紛失が判明した場合については、文書による注意等の指導を行ってまいります。（スポーツ振興課）</p>	措置済

## 消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年11月 6日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

### 1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市南区松池町 2丁目18番地 1

シルバーホームひだまりの家

### 2 命令を受けた者の氏名又は名称

宮本 豊子

株式会社グリップ 代表取締役 服部 伊久磨

### 3 命令の内容

平成31年 1月 7日までに、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条並びに消防法施行規則第13条の 2、第13条の 6及び第14条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

### 4 命令を発した日

平成30年10月31日

名古屋市消防局予防部予防課

平成30年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

名古屋市教育委員会表彰規則に基づき、平成30年11月 3日に次のとおり表彰した。

平成30年11月 5日

名古屋市教育委員会

平成30年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

1 優良児童生徒表彰（教育委員会表彰規則第 3条）

183名

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立春岡小学校	6	田口 連太郎	2
名古屋市立千石小学校	6	久森 美緒	2
名古屋市立宮根小学校	6	池田 百合絵	2
名古屋市立筒井小学校	6	小笠原 莉子	2
名古屋市立東桜小学校	6	入山 真衣	2
名古屋市立矢田小学校	6	辻 歩菜実	2
名古屋市立山吹小学校	6	岩田 一希	2
名古屋市立明倫小学校	6	清水 健吾	2
名古屋市立飯田小学校	6	村瀬 龍星	2
名古屋市立東志賀小学校	6	太田 誠	2
名古屋市立楠小学校	6	岡村 夏稀	2
名古屋市立西味鏡小学校	6	下村 星奈	2
名古屋市立楠西小学校	6	中面 美月	2
名古屋市立宮前小学校	6	柴山 蒼空	2
名古屋市立榎小学校	6	山田 紗雪	2
名古屋市立なごや小学校	6	松下 怜愛	2
名古屋市立枇杷島小学校	6	後藤 僚太	2
名古屋市立稻生小学校	6	近藤 葵衣	2
名古屋市立牧野小学校	6	赤堀 友香	2
名古屋市立米野小学校	6	増田 沙良	2
名古屋市立千成小学校	6	玉川 佳歩	2
名古屋市立八社小学校	6	大石 りょう	2
名古屋市立橘小学校	6	村山 茉優	2
名古屋市立老松小学校	6	加藤 禅太郎	2
名古屋市立正木小学校	6	近藤 純妃	2
名古屋市立鶴舞小学校	6	西田 真悠	2
名古屋市立御器所小学校	6	山岡 拓暉	2
名古屋市立伊勝小学校	6	上山 瞳	2
名古屋市立弥富小学校	6	高桑 優	2

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立御劔小学校	6	荒川 仁香	2
名古屋市立堀田小学校	6	坂井 瑛舞	2
名古屋市立汐路小学校	6	山田 梨紗	2
名古屋市立高田小学校	6	橋本 茉歩	2
名古屋市立穂波小学校	6	津坂 天有	2
名古屋市立豊岡小学校	6	吉村 佳那美	2
名古屋市立大宝小学校	6	杉浦 里奈	2
名古屋市立広見小学校	6	羽原 一貴	2
名古屋市立昭和橋小学校	6	山崎 秀人	2
名古屋市立常磐小学校	6	山田 葵	2
名古屋市立八幡小学校	6	佐藤 春妃	2
名古屋市立荒子小学校	6	井上 葉月	2
名古屋市立豊治小学校	6	佐々木 ひより	2
名古屋市立千音寺小学校	6	臼田 哲郎	2
名古屋市立万場小学校	6	矢田 桃花	2
名古屋市立野田小学校	6	木下 歌乃	2
名古屋市立中島小学校	6	森島 花音	2
名古屋市立中川小学校	6	内藤 陽世	2
名古屋市立港西小学校	6	岩本 洸	2
名古屋市立小碓小学校	6	愛知 未彩	2
名古屋市立高木小学校	6	西尾 秋洋	2
名古屋市立港楽小学校	6	杉浦 健三朗	2
名古屋市立明德小学校	6	大矢 空青	2
名古屋市立野跡小学校	6	五味 澄海	2
名古屋市立福春小学校	6	菅沼 もも乃	2
名古屋市立豊田小学校	6	長谷川 恵大	2
名古屋市立伝馬小学校	6	世古 みなみ	2
名古屋市立桜小学校	6	太田 暁人	2
名古屋市立大磯小学校	6	岡本 欣也	2
名古屋市立瀬古小学校	6	近澤 咲菜	2
名古屋市立鳥羽見小学校	6	芝宮 一輝	2
名古屋市立白沢小学校	6	高橋 櫻心	2
名古屋市立苗代小学校	6	水野 瞳	2

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立鳴海小学校	6	吉野 成美	2
名古屋市立東丘小学校	6	舟木 壺成	2
名古屋市立平子小学校	6	鈴木 颯希	2
名古屋市立戸笠小学校	6	土方 遥斗	2
名古屋市立太子小学校	6	佐藤 健吾	2
名古屋市立旭出小学校	6	金 智允	2
名古屋市立長根台小学校	6	加藤 幹人	2
名古屋市立桶狭間小学校	6	田中 春羽	2
名古屋市立相原小学校	6	森下 友愛	2
名古屋市立大高北小学校	6	永田 澪紗	2
名古屋市立徳重小学校	6	河村 亘	2
名古屋市立大清水小学校	6	中村 友音	2
名古屋市立名東小学校	6	志水 暖乃	2
名古屋市立貴船小学校	6	酒井 日和	2
名古屋市立上社小学校	6	小川 莉未	2
名古屋市立平和が丘小学校	6	金澤 駿佑	2
名古屋市立前山小学校	6	細川 蒼太	2
名古屋市立植田小学校	6	村上 奈那	2
名古屋市立野並小学校	6	酒井 涼夏	2
名古屋市立高坂小学校	6	池田 奈央	2
名古屋市立しまだ小学校	6	鶴田 真理	2
名古屋市立植田南小学校	6	酒井 虹歌	2
名古屋市立今池中学校	3	原 百花	2
名古屋市立城山中学校	3	宮川 千彩恵	2
名古屋市立千種台中学校	3	平松 里桜	2
名古屋市立振甫中学校	3	木全 咲奈	2
名古屋市立若水中学校	3	曾山 和奏	2
名古屋市立千種中学校	3	渡邊 修平	2
名古屋市立あずま中学校	3	松田 和也	2
名古屋市立富士中学校	3	坂野 知穂美	2
名古屋市立桜丘中学校	3	朝倉 壤司	2
名古屋市立矢田中学校	3	奥田 真美子	2
名古屋市立北陵中学校	3	松井 愛奈	2

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立大曾根中学校	3	星野 朱美	2
名古屋市立八王子中学校	3	中島 誉	2
名古屋市立楠中学校	3	井上 矢子	2
名古屋市立北中学校	3	樋口 和花	2
名古屋市立浄心中学校	3	宮澤 秀明	2
名古屋市立菊井中学校	3	駒瀬 博優	2
名古屋市立名塚中学校	3	片岡 うの	2
名古屋市立天神山中学校	3	沼田 匠	2
名古屋市立山田中学校	3	浦 麻琴	2
名古屋市立山田東中学校	3	大野 亜希人	2
名古屋市立平田中学校	3	佐部利 和未	2
名古屋市立豊国中学校	3	平原 爽椰	2
名古屋市立笹島中学校	3	鈴木 真明地	2
名古屋市立箕瀬中学校	3	古橋 果子	2
名古屋市立豊正中学校	3	伊藤 京子	2
名古屋市立黄金中学校	3	堤 美結	2
名古屋市立日比津中学校	3	犬飼 阜真	2
名古屋市立前津中学校	3	石川 朝陽	2
名古屋市立伊勢山中学校	3	石原 結真	2
名古屋市立北山中学校	3	森 亮太	2
名古屋市立川名中学校	3	大森 ありさ	2
名古屋市立駒方中学校	3	上西 花奈	2
名古屋市立田光中学校	3	鬼頭 拓矢	2
名古屋市立瑞穂ヶ丘中学校	3	花井 日那詩	2
名古屋市立萩山中学校	3	青柳 佑	2
名古屋市立沢上中学校	3	堀 詩	2
名古屋市立宮中学校	3	佐藤 茜音	2
名古屋市立日比野中学校	3	米澤 美桜	2
名古屋市立一色中学校	3	加藤 れな	2
名古屋市立長良中学校	3	前島 彩音	2
名古屋市立山王中学校	3	松澤 匠記	2
名古屋市立一柳中学校	3	平野 凌太郎	2
名古屋市立八幡中学校	3	荻原 裕貴	2

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立昭和橋中学校	3	細井 美里	2
名古屋市立富田中学校	3	森田 隼一郎	2
名古屋市立はとり中学校	3	小久保 奏	2
名古屋市立助光中学校	3	渡辺 楓	2
名古屋市立供米田中学校	3	山口 未来	2
名古屋市立高杉中学校	3	小原 朱里	2
名古屋市立港南中学校	3	鈴木 勝大	2
名古屋市立港北中学校	3	升谷 明仁	2
名古屋市立東港中学校	3	藤吉 麻央	2
名古屋市立南陽中学校	3	小瀬 龍哉	2
名古屋市立宝神中学校	3	小林 茉凜	2
名古屋市立当知中学校	3	鬼頭 宏明	2
名古屋市立港明中学校	3	奥田 愛	2
名古屋市立南陽東中学校	3	小島 拓	2
名古屋市立本城中学校	3	竹田 光那子	2
名古屋市立新郊中学校	3	外山 あかり	2
名古屋市立桜田中学校	3	山崎 巧登	2
名古屋市立大江中学校	3	古橋 智子	2
名古屋市立明豊中学校	3	鳥居 里美	2
名古屋市立名南中学校	3	阿知波 はる菜	2
名古屋市立南光中学校	3	宮野 祐誠	2
名古屋市立守山東中学校	3	渥美 颯太	2
名古屋市立守山西中学校	3	森 春菜	2
名古屋市立志段味中学校	3	奥田 紗羽	2
名古屋市立大森中学校	3	谷口 七海	2
名古屋市立守山北中学校	3	近藤 康仁	2
名古屋市立森孝中学校	3	石原 璃奈	2
名古屋市立吉根中学校	3	岩崎 貫太	2
名古屋市立鳴海中学校	3	伊藤 優奈	2
名古屋市立有松中学校	3	奥村 芽依	2
名古屋市立鳴子台中学校	3	山本 真友華	2
名古屋市立東陵中学校	3	星山 彩純	2
名古屋市立千鳥丘中学校	3	児玉 暁洋	2

学校名	学年	氏名	該当号数
名古屋市立神沢中学校	3	石川 美空	2
名古屋市立扇台中学校	3	木山 花乃愛	2
名古屋市立滝ノ水中学校	3	荻野 瑛未	2
名古屋市立左京山中学校	3	高村 日奈多	2
名古屋市立神の倉中学校	3	石原 直太郎	2
名古屋市立猪高中学校	3	直江 綾乃	2
名古屋市立神丘中学校	3	茶畑 智尋	2
名古屋市立高針台中学校	3	松井 杏太	2
名古屋市立猪子石中学校	3	服部 ニコ	2
名古屋市立牧の池中学校	3	吉田 有那	2
名古屋市立上社中学校	3	田中 蒼一郎	2
名古屋市立香流中学校	3	岡田 優花	2
名古屋市立天白中学校	3	岡本 海	2
名古屋市立御幸山中学校	3	渡辺 海斗	2
名古屋市立久方中学校	3	伊藤 貫	2
名古屋市立平針中学校	3	若井 歩未	2
名古屋市立植田中学校	3	田中 遊羽	2
名古屋市立原中学校	3	細江 陽菜	2
名古屋市立西養護学校	高3	山本 翔太	2
名古屋市立守山養護学校	高3	吉田 光希	2
名古屋市立天白養護学校	高3	高瀬 悠介	2
名古屋市立中央高等学校	4	上川 さくら	2

## 2 優良児童生徒団体表彰（教育委員会表彰規則第 4条）

47団体

学校名・団体名		該当号数
名古屋市立内山小学校	内山小学校児童会	5
名古屋市立高見小学校	高見小学校児童会	5
名古屋市立大和小学校	大和小学校児童会	5
名古屋市立上野小学校	上野小学校代表委員会	5
名古屋市立東山小学校	東山小学校代表委員会	5
名古屋市立旭丘小学校	旭丘小学校児童会・代表委員会	5
名古屋市立大杉小学校	大杉小学校代表委員会	5
名古屋市立清水小学校	清水小学校代表委員会	5
名古屋市立金城小学校	金城小学校代表委員会	5
名古屋市立六郷小学校	六郷小学校児童会	5
名古屋市立味鋤小学校	味鋤小学校児童会	5
名古屋市立栄生小学校	栄生小学校代表委員会	5
名古屋市立児玉小学校	児玉小学校代表委員会	5
名古屋市立南押切小学校	南押切小学校児童会	5
名古屋市立平田小学校	平田小学校計画委員会	5
名古屋市立比良小学校	比良小学校児童会	5
名古屋市立豊臣小学校	豊臣小学校児童会	5
名古屋市立御園小学校	御園小学校6年生	5
名古屋市立新栄小学校	新栄小学校6年生	5
名古屋市立松原小学校	松原小学校児童会	5
名古屋市立大須小学校	大須小学校代表・企画委員会	5
名古屋市立吹上小学校	吹上小学校音楽部	5
名古屋市立村雲小学校	村雲小学校代表委員会	5
名古屋市立八事小学校	八事小学校児童会	5
名古屋市立旗屋小学校	旗屋小学校児童会	5
名古屋市立千年小学校	千年小学校代表委員会	5
名古屋市立白鳥小学校	白鳥小学校児童会	5

学校名・団体名		該当号数
名古屋市立露橋小学校	露橋小学校代表委員会	5
名古屋市立篠原小学校	篠原小学校児童会	5
名古屋市立玉川小学校	玉川小学校児童会	5
名古屋市立明治小学校	明治小学校代表委員会	5
名古屋市立春日野小学校	春日野小学校代表委員会	5
名古屋市立笠東小学校	笠東小学校児童会	5
名古屋市立二城小学校	二城小学校児童会	5
名古屋市立大森北小学校	大森北小学校代表委員会	5
名古屋市立黒石小学校	黒石小学校5・6年生	5
名古屋市立南陵小学校	南陵小学校児童会	5
名古屋市立大高南小学校	大高南小学校代表委員会	5
名古屋市立猪高小学校	猪高小学校児童会	5
名古屋市立香流小学校	香流小学校計画委員会	5
名古屋市立猪子石小学校	猪子石小学校児童会	5
名古屋市立引山小学校	引山小学校児童会	5
名古屋市立若葉中学校	若葉中学校生徒会	5
名古屋市立丸の内中学校	丸の内中学校生徒会	5
名古屋市立桜山中学校	桜山中学校生徒会	5
名古屋市立円上中学校	円上中学校生徒会	5
名古屋市立鎌倉台中学校	鎌倉台中学校生徒会	5

3 優良教職員表彰（教育委員会表彰規則第 2条）

24名

学 校 名	氏 名	該当号数
名古屋市立千石小学校	鈴木 千里	1
名古屋市立自由ヶ丘小学校	小河 典子	1
名古屋市立富士見台小学校	野田 有記	1
名古屋市立枇杷島小学校	近藤 幾子	1
名古屋市立庄内小学校	鈴木 邦子	1
名古屋市立丸の内中学校	藤田 直美	1
名古屋市立陽明小学校	若山 利枝子	1
名古屋市立津賀田中学校	鈴木 貴代美	1
名古屋市立高蔵小学校	森 貴世美	1
名古屋市立旗屋小学校	本多 直樹	1
名古屋市立南養護学校	川岸 賢司	1
名古屋市立豊治小学校	鰐部 良治	1
名古屋市立高木小学校	津端 啓子	1
名古屋市立東海小学校	竹内 淑乃	1
名古屋市立呼続小学校	赤坂 尚志	1
名古屋市立桜小学校	金城 由紀子	1
名古屋市立菊住小学校	上井 律子	1
名古屋市立大生小学校	酒向 登子	1
名古屋市立下志段味小学校	勝田 涼子	1
名古屋市立守山東中学校	河合 良昌	1
名古屋市立黒石小学校	岩本 江美	1
名古屋市立有松中学校	伊藤 裕幸	1
名古屋市立高針台中学校	松尾 厚志	1
名古屋市立菊里高等学校	伊藤 篤	1

4 優良保健関係者表彰（教育委員会表彰規則第 2条）

5名

学 校 名	職 名	氏 名	該当号数
名古屋市立浦里小学校	学校医	鶴田 光敏	1
名古屋市立豊田小学校	学校医（眼科）	小野田 和成	1
名古屋市立桜丘中学校	学校医（耳鼻咽喉科）	伊藤 弘美	1
名古屋市立荒子幼稚園	学校歯科医	鬼頭 昭夫	1
名古屋市立明倫小学校	学校薬剤師	谷口 あさ子	1

5 優良社会教育関係者表彰（教育委員会表彰規則第 4条）

4名

団 体 名	氏名	該当号数
名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事	加藤 とめ子	3
中区体育協会会長	野瀬 武敬	4
名東区スポーツ推進委員連絡協議会会長	増田 正	4
名古屋市スポーツ推進審議会委員	吉田 文久	4

### 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成30年11月 8 日懲戒処分に付した。

平成30年11月 8 日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防司令補)	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号